











# スルファエトキシピリダジン (SULFAETHOXYPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓																							スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外				0.1					5												
豚の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファキノキサリン(SULFAQUINOXALINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓											5												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外				0.1		0.1			5												
豚の食用部分																							
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外							0.01		5												
鶏の筋肉	0.05	薬事	0.05			0.1	0.1	0.1			3.7												
その他の家禽の筋肉	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5												
鶏の脂肪	0.05	薬事	0.05			0.1		0.1			3.7												
その他の家禽の脂肪	0.1	海外				0.1		0.1			5												
鶏の肝臓	0.05	薬事	0.05			0.1	0.1	0.1			3.7												
その他の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5												
鶏の腎臓	0.05	薬事	0.05			0.1	0.1	0.1			3.7												
その他の家禽の腎臓	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5												
鶏の食用部分	0.05	薬事	0.05			0.1	0.1	0.1			3.7												
その他の家禽の食用部分	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5												
家禽の卵	0.01	海外						0.01			5												

注)EUは、サルファ剤(スルフォンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファグアニジン (SULFAGUANIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5												ワナギ目魚類
その他の陸産哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
豚の食用部分	0.1	海外						0.1			5												
その他の陸産哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。







# スルファジアジン (SULFADIAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5	サケ目魚類	0.1	海外					0.1			5
豚の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5	ワナギ目魚類										
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5	スズキ目魚類										
												その他の魚類										
												十脚目甲殻類										
												その他の甲殻類										
												貝類										
												その他の魚介類										
牛の食用部分	0.1	海外					0.1				5	その他の動物										
豚の食用部分	0.1	海外					0.1	0.1			5											
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外					0.1				5	はちみつ										
												その他のスパイス類										
												その他のハーブ類										
乳	0.07	薬事		0.07			0.1				3 /											
鶏の筋肉	0.1	海外					0.1				5											
その他の家禽の筋肉	0.1	海外					0.1				5											
鶏の脂肪	0.1	海外					0.1				6 / 3											
その他の家禽の脂肪	0.1	海外					0.1				6 / 3											
鶏の肝臓	0.1	海外					0.1				5											
その他の家禽の肝臓	0.1	海外					0.1				5											
鶏の腎臓	0.1	海外					0.1				5											
その他の家禽の腎臓	0.1	海外					0.1				5											
鶏の食用部分	0.1	海外					0.1				5											
その他の家禽の食用部分	0.1	海外					0.1				5											
家禽の卵	0.02	海外					0.02				5											

注) EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファジミジン (SULFADIMIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	現行	0.1																				サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	現行	0.1																				ツナギ目魚類
羊の腎臓	0.1	現行	0.1																				スズキ目魚類
馬の腎臓	0.1	現行	0.1																				その他の魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外									5												
豚の食用部分	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5												その他の動物
羊の食用部分	0.1	海外					0.1	0.1			5												
馬の食用部分	0.1	海外						0.1			5												はちみつ
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1	0.1		5												その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.025	現行	0.025																				
鶏の筋肉	0.1	現行	0.1																				
あひるの筋肉	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の筋肉	0.1	現行	0.1																				
その他の家禽の筋肉	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏の脂肪	0.1	現行	0.1																				
あひるの脂肪	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の脂肪	0.1	現行	0.1																				
その他の家禽の脂肪	0.1	Codex			0.1			0.1			2												
鶏の肝臓	0.1	現行	0.1																				
あひるの肝臓	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の肝臓	0.1	現行	0.1																				
その他の家禽の肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏の腎臓	0.1	現行	0.1																				
あひるの腎臓	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の腎臓	0.1	現行	0.1																				
その他の家禽の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏の食用部分	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5												
あひるの食用部	0.1	海外					0.1	0.1			5												
七面鳥の食用部分	0.1	海外				0.1	0.2	0.1			5												
その他の家禽の食用部分	0.1	海外					0.1	0.1			5												
家禽の卵	0.01	海外					0.01				5												

注) EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。







スルファセタミド(SULFACETAMIDE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓																							ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外							0.1		5												
豚の食用部分																							
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外						0.1			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。